

残りわずか...? 焦らせて購入させるネット通販のわな!!



【事例1】

タイムセールをしている通販サイトを見つけた。残り時間のカウントダウンを目にして気持ちがあおられて焦り、約1万円の衣類を購入した。しかし、翌日同じサイトを見ると、またタイムセールをしていた。毎日しているなら慌てて買うことはなかった。
 (60歳代)

【事例2】

ドライブレコーダーを買おうと思いネット検索していたところ、安値で販売しているサイトを見つけた。「残りわずか」と表示されていたため急いで注文し、代金を振り込んだ。しかし、2週間経っても商品が届かず、メールを送っても返信がない。
 (60歳代)



トラブルに遭わないためのアドバイス...

- ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」等と表示され、慌てて購入してしまうことがあります。これは、消費者を焦らせて購入に誘導している手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意する!!
- ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号等をよく確認して購入する!!
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター（消費者ホットライン☎188）等に相談する!!

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎0742-36-0931



消費者
 ホットライン
 ☎188

国民生活センター 見守り新鮮情報 第489号 より

奈良県消費生活センター

中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎0745-22-0931



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。



屋根工事の点検商法に注意



【事例】

突然、工業者が来て「近くのマンションから、お宅の家の屋根瓦がずれているのが見えた。点検するが、無料なので心配ない。」と言い、はしごで屋根に上っていった。しばらくして降りてくると、撮影した写真を見せて「複数の瓦にひびが入っていた。放っておくと雨漏りする。瓦が飛んでしまうと近所に迷惑をかけてしまう」等と不安をあおるような説明を繰り返した。2年前に屋根の修理をしたと工業者に伝えたと、帰って行った。今回トラブルにあわずに済んだが、どんなことに注意すればいいか。(70歳代 男性)

点検は無料です。このまま放っておくと大変なことになりますよ。

保険を使えば負担なく工事できますよ。



これだけは知っておこう!!

トラブルに遭わないためには・・・

点検商法とは？

「近所でしている工事の挨拶に来た」「屋根瓦がずれているのが見えた」などと言って点検した後、「このままだと雨漏りする。瓦が飛んで大変なことになる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。特に、高齢者の方に注意してほしいトラブルです。

- 「雨漏りがする」などと言われたり、「現況写真だ」とひび割れた屋根瓦の写真を見せられても、事業者の話をうのみにせず本当に自分の家の写真かどうか冷静になって確認する!!不安な時は、家族や周りの人に相談する!!
- 突然に訪問してきた業者には、安易に点検させないようにする!!契約を急かされても、その場で契約することなく別の専門家に確認して、複数の見積もりを取るようになる!!
- 「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、実際に保険金が支払われるかはわかりません。また、保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険金の申請については、業者ではなく必ず契約している保険会社、または代理店に直接尋ねる!!
- もし、勧誘してきた業者と契約を交わしてしまった場合は、必ず契約書面を受け取り、「クーリング・オフ」等の記載事項も確認する!!

不審な請求に不安を感じた場合や、内容を確認する連絡先がわからないような場合には、消費生活センターに相談してください!!





【事例①】

大型スーパーに行き、フロアの真ん中を歩いていたとき、周りのお店などに気を取られていたら、フロアのコードカバーにつまづいて転び、左ひざを強く床にぶつけ、痛さで起き上がれなくなった。救急搬送され、7日間入院した。(70歳代)



【事例②】

雨天の夜、コンビニの入口のマットから、一歩踏み出した際に転倒した。帰宅してから痛みが増し、救急で病院に行ったところ、手首を複雑骨折しており入院した。(70歳代)



店舗や商業施設で「つまづく」「滑る」等による転倒事故が起きています。ちょっとした段差や落下物、床に置かれた商品箱等、足元や周囲にも注意を払きましょう!!

特に雨の日の入口は、床が濡れて滑りやすいので、一層の注意が必要です。鮮魚コーナーや冷凍ケース等の周辺も注意しましょう!! 危険だと感じた時は、お店の方に申し出て安全策を取ってもらいましょう!!

高齢になるにつれて、足元や周囲に想定外の変化があった時、その対応が遅れがちになり、転倒やそれに伴う骨折などのリスクが高くなります。慎重に行動しましょう!!

国民生活センター「見守り新鮮情報 第483号」より

🎃 消費者カクイズ 🎃

Q1. 次の事例の対応として適切なものを1つ選びましょう。

5日前、「無料で屋根の点検をしますよ」と訪問してきた業者に見てもらった。点検後、業者から「このままでは雨漏りして大変なことになる」と言われて200万円の屋根工事の契約をした。既に工事が始まっているが家族から契約を反対された。

- A: 工事の途中や工事が完了した場合は、クーリング・オフができない。
- B: 契約書面を受領してから8日以内であれば、クーリング・オフができる。
- C: 代金を支払う前であれば、いつでもクーリング・オフができる。
- D: 契約書面を受領してから20日以内であれば、クーリング・オフができる。

Q2. 美容に関するサービスの説明として正しいものを1つ選びましょう。

- A: 美容医療は、医師による施術なので身体的なリスクはない。
- B: 美容医療の契約の中には、クーリング・オフできるものもある。
- C: エステティックの契約は、クーリング・オフ制度の対象外である。



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎ 188まで



カメラでのトラブル回避策

スマホで撮影した写真などを公開することでトラブルが生じる場合があります。

Q.写真や動画を送信・公開するときに
気をつけたいことは？

A.①共有・公開するなら位置情報付加を
オフに設定!!
②写真に個人情報を特定できるものが
写り込んでいないか必ずチェック!!



スマホのカメラはかなり高画質、一見大丈夫そうでも拡大すればくっきり見えたりします。楽しい思い出がトラブルに発展しないように、くれぐれも気をつけましょう。

▶ 写真や動画には自動的に場所の情報データとして保持する機能があります。それらの情報を記録しないように位置情報付加をオフにした場合でも、写っている物や憶測できる情報から個人を特定されることがあります。

総務省「トラブル対策ブック アクティブシニア対象」より



消費者カクイズ答え



Q1 解答: B

解説: 事例は訪問販売に該当し、契約書面を受領してから8日以内であれば工事の有無に関わらずクーリング・オフができ、支払った代金は全額返金されます。工事が終了していても、消費者は事業者は無償で工事前の状態に戻してほしいと要求することができます。

Q2 解答: B

解説: 美容医療に限らず、医療にはリスクが伴います。一部の美容医療の契約はクーリング・オフが可能です。該当するのは、脱毛、にきび・しみ等の除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白等についての特定の方法によるもので、契約期間(エステ・美容医療では1ヶ月を超える継続的なサービス提供)と契約金額が5万円を超えるものです。エステティックの契約もクーリング・オフ制度の対象です。

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 10月号 (2024年9月15日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

奈良県消費生活センターは、
毎月第3水曜日
11:45~11:59
ならどっとFM「ひるなら784」に
出演しています!!
※放送予定日: 9/18(水)
10/16(水)



奈良県消費生活センター ホームページ
マスコット しっかりくん